

佐賀県告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十四年六月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

東松浦郡玄海町大字石田字石久保四一〇の二、四一〇の五、四一一の一、字尊田四二一の三、四二一の四、四三一の三、四三一の四、大字諸浦字宇田原二五一の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び玄海町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。)